

令和6年度第1回八街市地域公共交通協議会 議事要旨

開催日時	令和6年6月19日（水）午後1時30分から午後3時00分
開催場所	八街市役所 第4庁舎 1階 第4会議室
参加人数	21人
事務局	1. 開会 定刻となりましたので、令和6年度第1回八街市地域公共交通協議会を開会いたします。 私、進行を務めさせていただきます、企画政策課企画政策係岩舘と申します。 最初に、配布資料の確認をお願いいたします。 ①令和6年度第1回八街市地域公共交通協議会次第 ②資料1－1「令和5年度八街市地域公共交通協議会事業報告」 ③資料1－2「令和5年度八街市地域公共交通協議会歳入歳出決算書」 ④資料2「交通不便地域の指定について」 ⑤資料3「令和7年度地域内フィーダー系統確保維持事業に係る地域公共交通計画の認定申請について」 資料3につきましては、本日差し替えさせていただいております。 ⑥資料4「八街市地域公共交通計画に関する基礎調査委託について」 ⑦資料5「八街市デマンド型乗合タクシーについて」 ⑧八街市地域公共交通協議会規約 ⑨令和6年度八街市地域公共交通協議会委員名簿 最後に、本日配布しました、 ⑩令和6年度第1回八街市地域公共交通協議会席次表 でございます。不足資料がございましたらお申し出ください。 次に、本日の出席者は代理出席者1名を含めまして委員27名中、21名でございます。 それでは本日の協議会を開催いたします。 本日の協議会の日程は次第のとおりです。 はじめに八街市地域公共交通協議会 大木会長よりご挨拶を申し上げます。
大木会長	2. 会長（副市長）挨拶 会長の大木でございます。 本日は、公私ともに忙しいなか、令和6年度第1回八街市地域公共交通協議会にご出席いただき、ありがとうございます。 さて、本市では令和3年5月19日に策定しました「八街市地域公共交通計画」に基づき、コミュニティバスである「ふれあいバス」の運行のほか、昨年10月2日より運行を開始しております、八街市デマンド型乗合タクシー実証運行事業を実施するなど、地域の交通空白地帯の解消に向け、様々な取り組みを実施しております。 本日の会議では、地域内のバス交通の運行についての支援となります地域公共交通計画の認定申請の説明などが議題となっております。 委員の皆様におかれましては、本市の公共交通の充実のため、ご協力を賜り、様々なご意見をいただきますよう、お願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。
事務局	ありがとうございました。

事務局	次に、令和 6 年度を迎えて初めての協議会となり、新しく委員となられた方もおりますので、委員の方々の紹介をさせていただくところでございますが、時間の都合上、協議会名簿をもって自己紹介とさせていただきます。 3. 議題 それでは、議題に入らせていただきます。八街市地域公共交通協議会規約第 9 条の規定により、会議の議長は会長をもって充てることとなっていますので、議事進行については大木会長にお願いします。 議題（１）「令和 5 年度事業報告及び令和 5 年度歳入歳出決算の認定」について
大木会長	始めに、議題（１）「令和 5 年度事業報告及び令和 5 年度歳入歳出決算の認定」について、事務局より説明を求めます。
事務局	議題 1 「令和 5 年度事業報告及び令和 5 年度歳入歳出決算の認定」についてご説明申し上げます。 右上に資料 1 と記載しております資料の 1 p ご覧ください。 令和 5 年度につきましては、2 回の書面開催を含め計 4 回の会議を開催し、八街市デマンド型乗合タクシー実証運行事業に関しての協議を実施いたしました。 取り組みにつきましては、こちらに記載しておりますとおりとなります。（ふれあいバス運行事業、バスの乗り方・交通バリアフリー教室の開催、高齢者外出支援タクシー利用助成事業、高齢者運転免許証自主返納支援事業の実施となります。） 続きまして、令和 5 年度歳入歳出決算書のご説明をさせていただきます。 2 p 目の右上に資料 1 - 2 と記載しております歳入歳出決算書をご覧ください。 はじめに、歳入ですが、予算現額 9,662,000 円に対しまして、収入済額は 9,158,220 円となっております。 その内訳は、市負担金 116,216 円、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 9,042,000 円、預金利息 4 円です。 なお、市負担金につきましては、420,000 円を概算請求後、不用額 303,784 円を返納し、精算後の金額を計上しております。 次に歳出の説明に移ります。 はじめに、総務費、8 節報償費につきましては、支出済額 105,000 円です。これは、書面開催を除く協議会開催 2 回のうち、委員 21 名分の報償費でございます。 次に、1 2 節役務費につきましては、支出済額 11,220 円です。これは委員報酬の振込依頼手数料でございます。 次に、1 1 節需要費につきましては、支出はございませんでした。 次に、事業費、1 8 節負担金、補助金及び交付金ですが、支出済額 9,042,000 円です。こちらは、令和 6 年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金となっております、補助金相当額を市に納付するものです。 次に、予備費ですが、支出はございませんでした。

事務局	次に、償還金につきましても、令和2年度からの繰越残額が無いため、支出自体ございませんでした。 以上、歳出総額は予算現額9,662,000円に対し、支出済額は9,158,220円となっております。 なお、本決算書に対する監査につきましては、監査委員であります、石毛委員及び田中委員にお願いしたものであります。 議題1についての説明は以上となります。
大木会長	ただいま、事務局から説明のありましたとおり、「令和5年度歳入歳出決算」については、去る5月23日に石毛委員及び田中委員に監査をしていただきました。 それでは、石毛委員から監査報告をお願いいたします。
石毛委員	監査報告をさせていただきます。 令和6年5月23日、通帳及び各帳簿類を確認した結果、適正に処理がされておりましたことを、監査報告申し上げます。
大木会長	ありがとうございました。 ただいま、事務局から説明のありました「令和5年度事業報告及び令和5年度歳入歳出決算の認定」について、質疑はありますか。 質疑がなければ、これで質疑を終了します。 次に採決をいたします。 この議題を認定することにご異議ありませんか。 (場内「異議なし」の声多数) この議題は承認されました。 議題（2）交通不便地域の指定について
大木会長	次に、議題（2）「交通不便地域の指定」について、事務局より説明を求めます。
事務局	議題2「交通不便地域の指定」についてご説明申し上げます。資料2と記載された資料をご覧ください。 交通不便地域の指定につきましては、この後の議題3で説明いたしますフィーダー補助金の補助対象要件に関連する内容であります。 交通不便地域の指定とは、フィーダー補助金における補助対象要件の1つである接続性要件の1つです。「接続性要件②(2)：地方運輸局長等が指定する交通不便地域を通り、地域間交通ネットワークと接続するものであること」であり、市内のフィーダー補助金の対象系統以外のバスの停留所や鉄道駅から半径1kmの円を描いていき、その円に含まれない地域を通り、地域間交通ネットワークと接続することを条件に、フィーダー補助金を受けることができるということです。

事務局	前年度までのフィーダー補助金の申請では、「接続性要件①：補助対象地域間幹線バス系統と接続するものであること」を要件として、ふれあいバスが地域間幹線系統確保維持費国庫補助金を受けているちばフラワーバス株式会社八街線に接続していることから補助対象となっていました。 よって、ちばフラワーバス株式会社八街線が国・県補助金である地域間幹線系統確保維持費国庫補助金を受けている必要がありました。 この地域間幹線系統確保維持補助金の補助要件の1つに、「輸送量」という基準があり、「輸送量が1日当たり、15人から150人と見込まれること」が要件となっており、八街線は、この基準を満たしていない状態でしたが、新型コロナウイルスの影響もあることから、特例があり、この条件を満たさなくても、国・県補助金の申請が可能となっていました。 しかし、今年度の申請から、この特例がなくなるとの説明があったことから、補助要件を満たすことが出来なくなり、フィーダー補助金についても、補助対象外となってしまったため、交通不便地域の指定を受け、フィーダー補助金を申請する準備を進めておりました。 ところが、令和6年6月17日に発出された「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（陸上交通）に係る補助要件の緩和等について」により、令和7年度申請においても、輸送量が15人未満であっても、例年通り補助対象外にはならないことになりました。 ちばフラワーバス（株）八街線につきましても、国・県補助金の申請を継続していただける方向で検討いただいておりますので、令和7年度フィーダー補助金の申請については、例年通りの要件での申請に、切り替えることいたしました。 しかし、補助要件緩和の特例が、来年以降も継続するかは、不透明であることから、今後、交通不便地域の指定を受ける必要がある際に、いつでも申請することができるように、引き続き交通不便地域の指定の準備を進めていくものであります。 議題2の説明については、以上となります。
大木会長	ただいま、事務局から説明のありました「交通不便地域の指定」について質疑はありますか。 質疑はありませんか。
高橋委員	昨年12月の会議でもアドバイスをさせていただいたが、いつ特例が終わっても対応できるように、事前に交通不便地域の申請の協議を進めていただきたい。
大木会長	他に質疑はありますか。 質疑がなければ、これで質疑を終了します。 次に採決をいたします。 この議題を認定することにご異議ありませんか。 （場内「異議なし」の声多数） この議題は承認されました。

大木会長	議題3 令和7年度地域内フィーダー系統確保維持事業に係る地域公共交通計画の認定申請について 次に、議題（3）令和7年度地域内フィーダー系統確保維持事業に係る地域公共交通計画の認定申請」について、事務局より説明を求めます。
事務局	令和7年度地域内フィーダー系統確保維持事業について、簡単に概要を説明いたします。 こちらは国土交通省様の公共交通事業に関する補助メニューで、地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通の運行についての支援となっております。 当市コミュニティバスである「ふれあいバス」は、八街市と山武市の成東駅を結ぶ幹線系統である路線バスの八街線に接続しており、その幹線系統をフォローする形で市内の各地域を運行しております。 今回お諮りさせていただきます、地域公共交通計画の認定申請につきましては、ふれあいバスと路線バスの八街線の幹線系統の確保維持を図るためのものであります。 本市につきましては、平成30年度から本協議会より申請をさせていただいており、今年度も引き続き申請をたく、認定申請資料を作成し、今回の議題としてお諮りさせていただきます。 申請案につきましては本協議会の場で協議承認をいただいた後、国土交通省様へ申請し、認可が下りれば、令和6年度事業期間である令和6年10月1日から令和7年9月30日をへて、支援としてふれあいバスの一部運行系統に対して国からの補助金を受けることとなっております。 なお、令和5年度につきましては9,042,200円の交付を受けております。 それではお配りしております資料の説明に入らせていただきます。 資料3の1ページ目をご覧ください。こちらは地域公共交通計画認定申請書になります。関係書類を添付し、申請をすることになります。 2ページ目をご覧ください。本市地域公共交通計画における地域公共交通確保維持事業に係る記載箇所の一覧表となっております。本確保維持事業を実施するにあたり、必要な計画内容が記載してあります。 4ページ目から8ページ目までは、令和3年5月19日策定の八街市公共交通計画内の該当箇所の写しを添付させていただいております。内容については割愛させていただきます。 9ページ目をご覧ください。右上に別紙と記載されている資料についてご説明させていただきます。1番の地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性につきましては、内容は一部省略させていただきますが、八街市の公共交通ネットワークの確保をするためにふれあいバス、民間路線バス、タクシーや鉄道などそれぞれが持つ運行特性や役割に基づき相互に補完しあうことが必要であり、特にふれあいバスにつきましては地域内生活交通のうち、公共交通空白地域の解消を担う支線路線を運行する役割であるため、地域公共交通確保維持事業を活用し、国庫補助金をいただきながら安定的に確保維持していくことが必要であると考えております。 2番の確保維持事業の定量的な目標・効果につきましては八街市地域公共交通計画の5-5ページに記載させていただいておりますが、ふれあいバスの年間利用者数を86,000人で設定しております。令和5年度につきましては、実績が93,361人（前年86,171人）と目標値を上回ることができました。令和4年度と比較し、7,190人の増となっており、昨年に引き続き、現状増加傾向であ

事務局	り、計画記載の令和元年度の現況値を目標として記載させていただいております。 公共交通に係る市の年間財政負担額につきましては、52,201,000円と令和元年度の実績に収めるように目標設定させていただいております。（令和2年度実績は高齢者外出支援タクシー事業費の新型コロナや交付枚数変更による減により45,153,000円であった。） 「（2）事業の効果」といたしましては、ふれあいバスの運行を維持することにより、民間路線バス等の運行していない地域の交通弱者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保されることに加え、平成29年10月からふれあいバスターミナルを八街駅南口に移設しておりますので、広域幹線・幹線・支線のネットワークが連携して効率的な運行体系が実現でき、さらには外出支援・地域活性化につなげることができると考えております。 3番の2の目標を達成するために行う事業及びその実施主体といたしましては記載しておりますとおり、バス運行事業者様と協力して目標を達成していきたいと考えております。 10ページをご覧ください。4番につきましては添付しております表1（14ページ目）に運行予定者および補助対象となる運行系統の一覧を記載しております。 5番につきましては、ここで資料の訂正があります。運行経費見込み6千9百30万円と記載されていますが、正しくは65,300,000円となります。お詫びして訂正いたします。申し訳ありませんでした。 令和6年度のふれあいバスの運行経費に対する見積内容を参考に調整し、ちばフラワーバス（株）は46,000,000円、ちばグリーンバス（株）が19,300,000円、合計65,300,000円としております。 6番から9番については記載の通りです。 11ページをご覧ください。10番目の地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要につきましては、添付しております表5（15ページ目）をご覧ください。人口集中地区以外という箇所は58,686人と記載しておりますが、こちらは令和2年の国勢調査の人口から同じく国勢調査の人口集中地区人口を引いた人数を記載しております。また下段に八街市地域公共交通計画の策定年月日を記載しております。 11番から17番につきましては該当がございません。 続きまして、12ページをご覧ください。18番の協議会の開催状況と主な議論につきましては記載のとおりとなっております。 19番の利用者等の意見の反映状況につきましては八街市地域公共交通計画作成の際の意見の反映について記載しております。 続きまして、別でホチキス止めをしております、差し替えをさせていただきました別紙（地域間幹線）という資料をお開きください。今回の申請より、地域間幹線系統補助については、各市町村の地域公共交通計画に補助事業を位置付けることが必要であり、沿線に位置する市町村は、協議会で協議をする必要があります。 八街市については、ちばフラワーバス（株）様の運行する八街線と千葉中央バス（株）の運行するおまご線が該当となります。 1ページ目をご覧ください。1番から3番及び9番の項目につきましては、別表（3～4ページ目）に記載の通り、千葉県バス対策協議会の分科会ワーキンググループにおいて、各項目について計画の協議をしております。
-----	--

事務局	4 番につきましては、表 1（5 ページ目）をご覧ください。該当する運行系統と、国庫補助額の記載があります。 5 番につきましては、表 2（6～7 ページ目）をご覧ください。各バス会社の費用の総額や負担額等が記載されてます。 6 番につきましては、事業者報告書や決算報告書の資料から計測します。 7 番から 8 番、10 番から 13 番につきましては、該当がございません。 14 番につきましては、協議会の開催状況と主な議論につきましては記載のとおりとなっております。 15 番につきましては、市ホームページで別表に記載の内容について意見募集を実施しております。 16 番につきましては、協議会の構成員について記載しております。 この内容につきましては、本協議会で協議後、6 月 28 日（金）までに関東運輸局に提出いたします。 議題 3 の説明は以上となります。
大木会長	ただいま、事務局から説明のありました令和 7 年度地域内フィーダー系統確保維持事業に係る地域公共交通計画の認定申請」について、質疑はありますか。
南委員	地域間幹線について、何点か補足させていただきたい。 今年度より、協議会で位置づける必要があり、この協議会の中で協議の上、国のほうに申請する必要がある。フィーダー補助金と地域間幹線をあわせて申請する形になる。 事務局からもありましたが、国の方から直近で事務連絡が発出されて、八街線の取り扱いが急遽変わることになり、事務局と県で駆け足で書類を作成しているところがございます。また、あくまで計画でありますので、国の方に申請後、審査を受けて、指摘があれば修正するような形となりますので、あくまで金額についてなどは今後修正が入る可能性がありますのでご理解をいただいて、軽微なものであれば事務局で修正させていただき、大きな変更があれば協議を諮らせていただくことで対応させていただきたい。 また、もう一点は、別紙地域間幹線 9 ページの については、八街市の申請には関係ないので、国への申請の際には取り外させていただく 令和 5 年度までは、千葉県バス対策地域協議会で作成していた経緯がありますので、計画作成については、県の方も協力させていただいている。事務局と調整しながら、国へ提出させていただくので、この件については、ご理解いただきたい。
大木会長	南委員よりもありましたが、今後も県と連絡を密に取って調整をしていただきたい。 他に質疑はありませんか。 質疑がなければ、これで質疑を終了します。 次に採決をいたします。 この議題を認定することにご異議ありませんか。 （場内「異議なし」の声多数）

大木会長	この議題は承認されました。 事務局につきましては、速やかに国土交通省への申請を行ってください。 以上で、本日の議題については終了となりますが、次第のその他報告事項に入る前に、質疑等はありませんか。 何もなければ、これで議題を終了し、次第４．その他報告事項にうつります。 ４．その他報告事項 その他でございますが、事務局より何かありますか。
事務局	２点報告があります。八街市地域公共交通計画に関する基礎調査委託について報告させていただきます。資料４と記載された資料をご覧ください。 その他（１）「八街市地域公共交通計画に関する基礎調査委託について」ご報告申し上げます。 右上に資料４と記載された資料をご覧ください。 現行の八街市地域公共交通計画につきましては、令和３年に策定をしております、令和８年３月３１日をもって、計画期間が終了いたします。令和７年度中に次期公共交通計画を策定する必要があることから、計画策定の基となる基礎調査を実施する必要があります。 そのため、基礎調査に必要となる費用について、令和６年度公共交通協議会の負担金として、予算要求し、8,778,000 円が基礎調査委託費として請求しています。 また、国庫補助事業である、令和６年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）に交付申請をし、2,195,000 円の交付決定を受けております。 調査内容としては、八街市の現況調査や現行の公共交通計画の効果検証、市が実施主体である公共交通市民の交通流動調査やコミュニティバスの道路状況調査、デマンド型乗合タクシーの実態調査等と実施予定です。 受注者の選定方法としては、公募型プロポーザル方式により実施いたします。現在、１次審査の段階で、３者の応募があり、７月３日に２次審査を実施予定です。 今後のスケジュールについて、７月中旬には決定した業者と契約し、調査業務に取りかかり、令和７年３月中旬までに業務を完了いたします。 また、次年度の公共交通計画の策定についても、このとおりのスケジュールで進める予定です。 調査業務と公共交通計画策定につきましては、今後、随時協議会で報告と協議をさせていただきます。 八街市地域公共交通計画に関する基礎調査委託についての報告は以上となります。

大木会長	ただいま、事務局から報告のありました八街市地域公共交通計画に関する基礎調査委託について、質疑はありますか。
高橋委員	調査内容について、分かる範囲で伺いたい。市が実施主体である公共交通市民の交通流動調査やコミュニティバスの道路状況調査などがありますが、例えばどういった調査をするのか、今分かる範囲で教えていただきたい。
事務局	ふれあいバスの利用者がどのようにその他の公共交通機関に乗り換えて動いているのかといった調査を想定している。 また、コミュニティバスの道路状況調査については、現行のルート上で、冠水や倒木が発生しやすい場所が何カ所かあるので、より良い運行ルートを検討するための調査を考えている。
高橋委員	その場合、例えば狭くて通りにくい場所などは、別ルートに再編することもありえるという理解で良いのか。
事務局	ルート再編も含めて、検討を考えている。
高橋委員	この調査は、令和6年度のみ実施するのか、それとも令和7年度も実施するのか。
事務局	公共交通計画を策定するために、2年間かかると判断し、令和6年度に基礎調査を実施し、その内容をもって、令和7年度中に計画を策定する。
高橋委員	では、今年度のみ実施する調査という認識でいいか。
事務局	そのとおりです。
大木会長	ほかに質疑はありませんか。
南委員	調査内容について、一般の公共交通も含めて調査を実施するのか。
事務局	記載をしていませんでしたが、一般の路線バスなどの公共交通機関についても調査します。
大木会長	ほかに質疑はありませんか。
中村委員	この調査は、常日頃実施すべき内容ではないか。今回の基礎調査は、通常行われている調査よりも、深い調査をするということか。
事務局	今回、現行計画期間が満了となるにあたって、それぞれの公共交通がどのような使われ方をしているのかを確認するという内容である。 それによって、コミュニティバスのダイヤをどのようにするのが良いのか。 また、新たに始まったデマンドタクシーの状況を比べて、市全体の公共交通をどのような形で進めていくのかを検討するため、通常の調査よりも深く実施する。 これまで、短い期間での調査は実施していたが、今回5年間の計画となるので改めて詳細を調べる。

中村委員	調査期間は、項目によっては長くなることもある。時間が掛かると状況が変わってきてしまうので、迅速に調査をした方が良いと思われる。
大木会長	調査業務については、業者委託をすれば良い計画ができるというものではありませんので、市が出来ないことについて、業者に委託し、細かいところは市の手作業という形で実施していただきたい。 (ほかに) 質疑はありませんか。 ないようでしたら、次の報告事項の説明を求めます。
事務局	続きまして、八街市デマンド型乗合タクシーについて報告させていただきます。資料５と記載された資料をご覧ください。 その他（２）「八街市デマンド型乗合タクシーについて」ご説明申し上げます。右上に資料５と記載された資料をご覧ください。 八街市デマンド型乗合タクシー実証運行事業につきましては、昨年１０月２日より運行を開始し、半年以上が経とうとしているところでありますが、５月末までの状況について、ご報告させていただきます。 １ ページ目をお開き下さい、いずれも５月末時点の状況で、利用者数は、北部 740 人、南部 1,241 人、合計 1,981 人です。 利用件数は、北部 1,924 件、南部 4,165 件、合計 6,089 件です。 会員登録者数は、北部 1,086 人、南部 1,359 人、合計 2,445 人です。 ２ ページをお開き下さい。年代別の登録者数・利用者数・利用件数の一覧です。７０歳代から８０歳代の方の登録と利用が多く、免許を返納したりして、車が利用できなくなってきた世代の利用が多い傾向にあります。 ３ ページをお開き下さい。予約方法別の予約件数ですが、高齢者の利用が大半を占めるため、ほとんどが電話での予約です。パソコンやスマートフォンを利用してのインターネットでの予約については、少しずつ増加しています。 ４ ページをお開き下さい。上段の予約時期割合ですが、１日以上前に予約する利用者が半数を超えています。 下段の曜日別平均予約件数ですが、極端にかたよることはなく、平均的に利用されています。 ５ ページをお開きください。こちらは、前回の報告時に話がでた、予約のキャンセル件数です。システム会社と協議し、抽出方法を検討いたしました。 抽出の基準としましては、ある利用者が同じ日付に同じ発着場所で予約を試みて最終的に成立に至った件数が「成立」。ある利用者が同じ日付に同じ発着場所で予約を試みて、全て不成立だった件数が、「不成立」としております。 北部・南部と全域とした場合での成立・不成立の件数と予約の成功率を記載しております。 約 22 パーセント程度の利用者が希望通りの予約を取ることができず、キャンセルとなっている状況です。

事務局	6 ページをお開き下さい。上段は、乗降場カテゴリ別の利用回数・割合です。自宅を除くと、医療施設の利用が最も多く、次いで商業施設の利用が多いです。下段は、月別の乗合率です。平均すると約 1.28 人程度です。 7 ページ目をお開きください。時間帯別の利用件数ですが、午前中は、9 時台が 1 番利用が多く、次いで 10 時台、8 時台と続きます。 最後に、八街市デマンド型乗合タクシーの会員登録者に対し、アンケート調査を実施しております。令和 6 年 3 月 15 日時点で会員登録が済んでいる、2,140 名に対し、紙のアンケートを送付し、返信用封筒にて回答いただく方式で、5 月 24 日に発送し、6 月 12 日を期限に実施したところ、現在 906 件の回答をいただいております。 現在、集計作業を進めておりますので、あらためて報告をさせていただきます。 八街市デマンド型乗合タクシーについての報告は以上となります。
大木会長	ただいま、事務局から報告のありました八街市デマンド型乗合タクシーについて、質疑はありますか。
中村委員	乗合率について、例えば夫婦で出かけた場合、乗合という形で捉えられるのか。
事務局	乗合タクシーは、世帯ではなく、会員 1 人ずつ乗車したとしても乗合という捉え方になる。
中村委員	キャンセル率が高いので、まだ乗合という意識がまだまだ不十分と思われる。一般的に個人で利用できるタクシーという感覚で利用されている。デマンドという意義を高めるために、工夫して PR してはいかがか。
大木会長	キャンセルが多いのは、他の方と一緒に乗ることを前提としているが、それを嫌う方がいる。それから、自分の行きたい時間に利用できないからキャンセルするといった方がいるが、乗合なので、何か所か他の場所に寄る場合は当然あるので、これは周知不足だと思いますので、市からもっと市民の方々へ周知しなければならない。 また、登録者数は、2445 人で、少ないので登録者数を増やさなければならない。事務局として周知を図ってもらいたい。 ほかに質疑はありませんか。
山本委員	線路を中心として南北に分けており、反対市来への需要がり、その点が利用しにくい。特に仲間内の高齢者の場合、使い勝手が良くないという意見が出ている。 台数の問題もあると思うが、共通の乗降場所を吟味して増やすことは出来ないか。高齢者は病院か銀行、市役所など限られている。一番はスーパーの買物が出たついでに用足しをしたい場合に乗り継がないといけない。それが使いづらい。それを検討していただきたい。
事務局	現在、アンケート調査をしており、同じような意見を頂いている。 実証運行期間の中で、どういったことが出来るのか検討し、協議会の中で報告

事務局	や協議をさせていただきたいと考えている。
飯塚委員	車両が迎車時到着して、お客様がいない場合（お客様の一方的なキャンセル）のキャンセルについての数字は分かるのか。
事務局	そちらについては、データとしては出していないので、把握はしておりません。
山本委員	マッチングの率を高めていくことが非常に重要。キャンセルが 20%以上になることは、マイナスだと思う。需要があっても対応しきれていないので、その点は考えていく必要がある。
大木会長	北部地区に 1 台、南部地区に 2 台、合計 3 台の配車であり、この 3 台では、今の需要をまかなうことは無理である。増車をするしかないと思うが、予算的な問題も出てくるので、これは今アンケート調査を実施しているので、その中でどういう形が一番良いのか選んでいきながら増車も検討していくというふうを考えている。 ほかに質疑はありませんか。 ないようでしたら、デマンド型乗合タクシーについての報告に関する質疑は以上とし、全体を通して、質疑や意見などはありませんか。
高山委員	デマンドタクシーについて、増車も 1 つの手段と話がありましたが、デマンド交通を実施するということは、乗り合うことで、安く利用することができるということが重要であるので、乗り合うことについて、P R 等で周知徹底を諮ってもらいたい。 乗合率を高めないといくら増車したとしても、段々必要な台数は増えてしまう。いかに効率よく乗合率を高めていくことが一番重要だと思います。 アンケートの機会を捉えて、一層良い方向に利用者の意識を変えていければと思います。
大木会長	乗合タクシーであるから 500 円で利用できる。500 円の意味を説明していかないといけない。一般のタクシーではない。
高山委員	行きたい時間や行きたい場所に行きたい時は、一般タクシーを利用していただきたい。
三上委員	3 台の運行をしているとのことですが、休憩もあるかと思うが、稼働率ほどの程度なのか。
事務局	稼働率では出していないが、運行の状況は確認でき、制度開始当初は、3 台で 20 件から 30 件でしたが、今は、50 件程度で、予約の状況を見ると、100%ではないが、概ね予約枠は一杯使われている。休憩は別枠として取っている。
南委員	A I を活用しているデマンドタクシーという認識で良いのか。
事務局	A I を活用したシステムで、予約や運行ルートを決め、その情報がタクシーに送られて運行をしている。

南委員	経路とかもＡＩが判断している。
事務局	そうです。行き先と自宅を結んでルートや乗合の状況などを調べて判断している。
南委員	ＡＩをせっかく導入しているので、ＡＩをうまく活用できるような区分などを検討できるといいと思う。
大木会長	他に質疑やご意見などはございませんか。 ないようでしたら、本日皆様からいただきましたご意見につきましては、進行を事務局でしっかりと確認・検討していただきたいと思います。 それでは、進行を事務局に返します。
事務局	５．閉会 皆様、大変お疲れさまでした。 なお、報償費のお支払いにつきましては、７月中旬頃を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。 以上をもちまして、令和６年度第１回八街市地域公共交通協議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。